

登園許可証の取り扱いについて

標記の件につきましてお知らせします。

昨年度、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが同時流行した際に医療機関の圧迫を避けるため、完治後の登園許可証は特に必要ないというお知らせをしました。現在新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染者が増えています。そのため再び医療機関を圧迫しかねないため下記の対応を取らせていただくことになりました。

医療機関を受診したということと解熱しているということの確認のためどちらかの書類の提出に御協力下さい。

- ① 『罹患証明書』『経過報告書』を提出する
または
- ② 登園許可証を提出する

医療機関によっては『罹患証明書』『経過報告書』を発行していない医療機関もあると思います。その場合は添付しました園からの『罹患証明書』『経過報告書』を必要に応じて使用してください。(園からのホームページからもダウンロードできます)

【園からの『罹患証明書』『経過報告書』を使用する方法】

- ・発熱などの症状がみられ医療機関を受診する場合、園から配布しました『罹患証明書』『経過報告書』の用紙を持って受診をする。
- ・インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断されたら持参した用紙の罹患証明書の部分を医療機関に記入していただく
- ・自宅療養で毎日検温をおこない経過報告書に保護者が記入する
- ・医療機関より指示された療養期間を満たしましたら最初の登園の際にお子さんにもたせて下さい(ただし療養中に再度体調が悪化した場合は医療機関へ御相談ください)

なお、この取り扱いは新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのものとなります。

それ以外の感染症につきましては従来通り、登園許可証が必要となりますのでお間違えの無いようご注意ください。

何卒御理解御協力をお願い致します。